

よくある質問②

問2-1 離職日時点の年齢が満65歳以上の場合、失業保険は「高年齢求職者給付金」という一時金の制度が適用されると聞きました。

来月の誕生日で65歳になり、その誕生日の月の末日が退職日となる予定です。その場合は「高年齢求職者給付金」が適用されるのでしょうか？

(答2-1)

はい。離職日時点の年齢が満65歳以上の場合、「高年齢求職者給付金」の支給となります。

なお、年齢の数え方については、その者の誕生日に対応する日の前日において満年齢に達するものとして取り扱います。

例えば

【誕生年月日】 昭和35年 2月18日

【離職年月日(※)】令和 7年 2月17日

この例の場合、離職日が誕生日の前日ですが、離職日時点の満年齢は「65歳」となります。

※直近の離職票における「離職年月日」のことを指します。
※また、雇用保険加入期間が15日以上離職票のことを指します。

高年齢求職者給付金の制度については、こちらのリーフレットに詳しく記載していますので、ご確認ください。

↓ ここをクリック ↓

[離職されたみなさまへ](#)
[＜高年齢求職者給付金のご案内＞](#)

問2-2 高年齢求職者給付金には再就職手当はありますか。

(答2-2)

離職日時点の満年齢が65歳以上の方が対象の「高年齢求職者給付金」は一時金になりますので、再就職手当はありません。

問2-3 現在67歳のため、年金をもらっています。高年齢求職者給付金の手続きをした場合、年金はストップになりますか。

(答2-3)

高年齢求職者給付金の手続きをしても、65歳以上の方に支給される年金は支給停止にはなりません。

(高年齢求職者給付金との併給が可能です。)

問2-4 現在66歳ですが、来月会社を退職する予定です。在職中にケガをしてしまい、退職後すぐに働くことができません。この場合、受給期間の延長申請はできますか。

(答2-4)

離職日時点の満年齢が65歳以上の場合、高年齢求職者給付金の対象となりますが、受給期間の延長申請はできません。

高年齢求職者給付金の受給期間(手続きできる有効期限)は、離職日の翌日から1年間となります。そのため、離職日の翌日から1年間の間に働ける状態になった場合、高年齢求職者給付金の手続きが可能となります。

もし離職日の翌日以降、すぐに働くことができない場合、離職票を持参し、早めにハローワーク那覇雇用保険給付課(2階)へご相談ください。

問1-4(再掲)

今の職場の働く時間が週20時間未満に減少し、雇用保険資格が喪失されました。

ただ、今の職場を退職したわけではなく、週20時間未満で就労を続けています。このような場合でも失業保険の手続きはできますか？

(答1-4)※再掲

他に週20時間以上の就職先を探す意思があり、積極的な就職活動ができる状態であれば、失業保険の手続きは可能です。

逆に、現在週20時間未満で就労しているため、他に週20時間以上の就職先を探す意思がない場合、失業保険の手続きはできません。

